

学校における日本語指導の流れ

児童・生徒の受入れ 日本語の能力、生活・学習状況・適応状況等の把握

・児童・生徒に関わる複数人で把握する。

(学務課、指導室、学校管理職・関係教職員、日本語教室／国際学習センター)

・就学前の子供についても、できる限り事前に把握する。(学務課、指導室等)

日本語指導については特別の配慮は必要ない児童・生徒

日本語指導が必要である児童・生徒

①日本語で日常会話ができない

②日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている。

「取り出し」指導により日本語指導を行う

(日本語通級指導教室や国際学習センターにおいて) 日本語能力に応じた特別の指導を行う

「入り込み」指導
により支援を行う

担任・教科担当等授業者
による配慮を行う

(在籍学級において)
通常の教育課程により指導を行う

※「特別の教育課程」による日本語指導と、「入り込み」指導等その他の指導を組み合わせることも考えられる。

「特別の教育課程」による日本語指導の終了後も、それ以外の配慮が必要な場合がある。

○通常の教育課程による指導だけでなく、児童・生徒の日本語能力に応じた特別の指導(日本語指導)が必要な場合、「特別の教育課程」を編成して指導を行う。

指導

実態の把握

指導計画
の作成

指導計画
の見直し

学習評価

「特別の教育課程」による指導
の修了判断